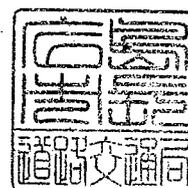


広島市告示第77号  
令和8年2月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年2月26日から同年3月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實



道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区 287号線	東区中山西二丁目684番地5地先 東区中山西二丁目652番地3地先	令和8年2月26日
	安佐南1区 533号線	安佐南区川内四丁目153番地10地先 安佐南区川内四丁目138番地5地先	
市道	安佐南2区 1157号線	安佐南区高取北三丁目608番地27地先 安佐南区高取北三丁目608番地19地先	令和8年2月26日
	市道	安佐南3区 889号線	
市道		安佐南3区 890号線	安佐南区西原四丁目733番地2地先 安佐南区西原四丁目733番地12地先
	市道	安佐南3区 891号線	安佐南区長束五丁目1070番地12地先 安佐南区長束五丁目1070番地24地先
市道		安佐北2区	安佐北区落合南五丁目1137番地2地先

	1117号線	安佐北区落合南町字奥田原1063番地9地先	
市道	安芸1区	安芸区中野東四丁目1933番地91地先	令和8年2月26日
	694号線	安芸区中野東四丁目1933番地115地先	